# 時事新報

第三千三百一號
明治廿五年三月廿七日　日曜日
舊暦壬辰二月廿九日(戊午)
日出午前五時三十六分　日入午後五時五十七分
月出午前四時五十九分　月入午後四時二十二分
滿潮午前四時十八分　午後四時四十一分
(西暦一千八百九十二年)



時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商况物價の報告あり



時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商况物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

| 一行五號活字廿四字詰 | 一日限 | 一日以上六日迄 | 七日以上 |
| --- | --- | --- | --- |
| 一行ニ付 | 十三錢 | 十一錢 | 十錢五厘 |


## 本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

## 時事新報

### 再び官吏の撰擧干渉に就て

我輩は前號の紙上に於て政府の官吏が議員撰擧に干渉したるは怪しからぬことなりとて世論喧しきが如くなれども凡そ撰擧競爭の弊を擧れば投票の賣買と云ひ壯士の暴行と云ひ記すに忍びざる醜聞甚だ多くして官吏の干渉の如きも亦唯その醜聞中の一なれば此一事のみを嚴しく咎め立てゝ他の弊風を不問に附するは聊か不公平の譏を免かれずとの次第を述べたりしが今又その緒に就て當局者に希望する所を述べんに抑も過般の撰擧には官民共に等しく競爭の熱に浮かされて虛心平氣に事理を考ふるの餘地を失ひ只管敵を害して味方を利せんとしたるより遂に前記の如き醜境にも陷りしことにして其不都合の箇條を數ふれば官に多きや民に多きや容易に斷言す可からず兎に角に雙方共に其責を免かれざること明なるにも拘はらず世間には民黨の非を唱ふるもの常に少なくして天下の非難盡く政府に集まるが如くなるは怪しむ可きに似たれども竊に我輩の所見を以てすれば政府が彼の超然主義を固執し一切民間の者に對して政治上の議論を爲さゞるが故に外ならずと信ずるものなり蓋し立憲政治本來の趣旨は政治上の問題に就て意見を異にする者をして各々自由に所思を吐露せしめ孰れにても其意見の最もよく國民多數の心を得たる者を推して之に政權を委托するに在ることなれば異同の爭は唯言論のみに止まり口舌筆端以て之を決するの習慣を成し始めて政治上の運動を圓滑ならしむるを得べしとは我輩の兼て主唱する所なれども今の政府は何故にや自から超然主義など稱して一切爭論を好まず今日に至るまで當局者が公然演說會を開き又は新聞紙に寄稿して施政の方針を發表したることなど曾てあらざるのみか民間の反對者が新聞に演說に遠慮なく政府を攻撃すれども其攻撃に對して一言の答辨さへ爲したるものを見ず甚だ因循なるが如し左れば世人は此因循なる有樣を見て心竊に謂らく政府が斯くまでに嚴しき攻撃を蒙りながら毫も之に取合はずして恬然たるこそ不可思議なれ苟も無情の死物に非ざるより以上は決して然るを得べからず故に其表面にこそ超然主義を裝へども內實は色々樣々の方策を案じて反對黨の攻撃を防禦するの工風を運らしつゝある可きや必然なりとて政府の一擧一動に注意して無限の疑を生ずるも亦謂れなきにあらず即ち過般の撰擧に地方の官吏が中央政府の內命を受けて民黨の運動を妨げたりとの評判を催はし恰も政府の浮名を立てらるゝが如きも畢竟するに當局者が故さらに正々堂々たる言論文章の爭を避け其擧動を曖昧にしたるが爲にして自から招きたる禍と云はざるを得ず又事の實際に就て見るも地方の官吏とて尋常普通の人間なれば世間の政論、調子を高めて人心の激動する中に獨り冷然として政論外に逍遙し一切あれに喙を容れざるが如きは固より能くせざる所なれども其身官に在れば則ち例の超然主義に制せられて公然たる政談演說も叶はず新聞に寄書も許されざるが故に已を得ず言論以外の變則手段を用ひて競爭に力を致さんとしたるは人情の當に然る可き所なり即ち政府は官吏に政論の爭を禁じて却て不正の干渉を奬勵したるものにこそあれば何れの點より見るも今日政府の爲めに謀れば超然主義は止めざる可らず我輩が當局者に向て切望する所なり我輩は過般品川內務大臣の辭職を見て其原因は撰擧干涉云々の件には關係なきことゝは思へども或は世評の如く多少あれにも關係ありとすれば子の政府を去りたるは實に謂れなき次第なりと云はざるを得ず如何となれば政府が今日の儘、超然主義を斷念せざる限りは今後撰擧の度每に內務省は必ず同樣の嫌疑を蒙り其大臣の人物如何に拘はらず其擧動の如何に論なく世論の攻撃は免かる可らざればなり

## 官報

○閣令第三號

明治二十四年法律第四號施行規則左ノ通定ム

明治二十五年三月二十六日　內閣總理大臣伯爵松方正義

明治二十四年法律第四號施行規則

第一條　明治二十四年法律第四號第一條第一項又ハ第二項ニ依リ扶助料ヲ請求スル者ハ其請求書ニ請求者署名捺印シ親族二名、親族ナキトキハ居住地ノ戶主二名連署捺印シ市町村長ノ奧印ヲ受ケ市町村長ノ證明シタル現在戶籍謄本ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二條　前條ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添フヘシ但第三條第四條第五條第六條ニ當ルモノハ此限ニアラス

第一　軍人軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタル者戰死シタル時又ハ死殁ノ原因トナリタル傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル時ノ戶籍謄本

本項ノ戶籍謄本ハ當時在籍地ノ市町村長ノ證明ヲ受クルヲ要ス但當時ノ戶籍簿現存セスシテ市町村長ニ於テ證明スルコト能ハサルトキハ市町村長ヨリ其理由書ヲ受ケ之ヲ請求書ニ添フヘシ

第二　本人ノ履歷書及兵籍謄寫、軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタル者ノ履歷書

本項ノ書類ハ扶助料ヲ請求セントスル者ノ出願ニ依リ軍人軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタル者ノ戰死シタル時又ハ死殁ノ原因トナリタル傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル時ノ所管廳若クハ其事務引繼ヲ受ケタル官廳ヨリ之ヲ下付ス但此履歷書ナキ場合ニ於テハ軍人軍屬トシテ從軍若クハ戰地ニ派遣セラレ又ハ臨時軍隊ニ編入セラレタル事實及其職務等級ヲ證スヘキ書類ヲ以テ履歷書ニ代ヘ之ヲ下付ス

第三　軍人軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタル者ノ死殁ノ原因ヲ證スヘキ書類

本項ノ書類ハ[illegible]證スル當時ノ公文ノ寫又ハ其死殁ヲ知リタル始末書ヲ以テ之ニ充ツヘシ

戰地ニ於テ受ケタル傷痍若クハ疾病ニ原因シテ死殁シタル者ニ在テハ當時ノ醫師ノ證明書若クハ傷痍疾病ノ經過ヲ現認シタル者ノ口供書ヲ以テ之ニ充ツヘシ但證據トナルヘキ公文ノ寫アルトキハ之ヲ差出スヘシ

第四　扶助料ヲ請求スル者ノ戶籍內ニ於テ現ニ國庫ヨリ扶助料ヲ受クル者ノ有無ノ申立書

第三條　軍人軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタル者ノ寡婦孤兒父母祖父母ニシテ從前ノ規定ニ依リ曾テ終身若クハ一時扶助料ヲ受ケタルコトアルトキハ其事實ノ申立書第二條第一第四ノ書類及軍人ニ在テハ兵籍謄寫ヲ請求書ニ添フヘシ

第四條　軍人軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタル者ニシテ曾テ恩給ヲ受ケタルコトアルトキハ其事實ノ申立書第二條第一第三第四ノ書類及軍人ニ在テハ兵籍謄寫ヲ請求書ニ添フヘシ

第五條　扶助料ヲ受クル者死殁若クハ權利消滅シ其轉給ヲ受クヘキ者ハ前者ノ扶助料證書及第二條第四ノ申立書ヲ請求書ニ添フヘシ

第六條　扶助料ヲ受クル者公權停止ニ因リ其轉給ヲ受クヘキ者ハ確定裁判ノ宣告書寫及第二條第四ノ申立書ヲ請求書ニ添フヘシ

第七條　地方長官扶助料請求書ヲ受ケタルトキハ事實取調ノ上陸軍大臣若クハ海軍大臣ニ差出スヘシ但臨時軍隊ニ編入セラレ當時陸海軍ニ屬セサル者ノ父母祖父母及明治十年鹿兒嶋ノ役ニ從軍シタル警視局員ノ父母祖父母ノ扶助料請求ニ係ルモノハ內務大臣ニ差出スヘシ

第八條　陸海軍大臣又ハ內務大臣前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ審査ノ上請求ノ理由アリト認ムルトキハ扶助料年額ノ計算書ヲ作リ軍人軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタル者ノ死殁ノ原因ヲ認ムヘキ書類及其他ノ證據書類ヲ添ヘ之ヲ內閣總理大臣ニ差出スヘシ

陸海軍大臣又ハ內務大臣ニ於テ前項請求ノ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ具シテ之ヲ內閣總理大臣ニ差出スヘシ

第九條　內閣ニ於テ扶助料ノ請求ヲ許可シタルトキハ扶助料證書ヲ作リ陸軍省若クハ海軍省若クハ內務省ヲ經テ本人居住地ノ地方廳ヲシテ之ヲ下付セシム但一時ノ支給ニ係ルモノハ辭令書ヲ用ユ

扶助料證書若クハ辭令書ヲ下付シタルトキハ內閣ハ其旨ヲ大藏省ニ通知スヘシ

第十條　同一戶籍內ニ於テ他ノ法律規則ニ依リ現ニ國庫ヨリ扶助料ヲ受クル者アルモ明治二十四年法律第四號第一條第一項又ハ第二項ニ當ル者ハ扶助料ヲ請求スルコトヲ得

內閣ニ於テ前項扶助料ノ請求ヲ許可シ扶助料證書ヲ下付スルモ同一戶籍內ニ於テ現ニ扶助料ヲ受クル者アルトキハ其者ノ權利消滅シタル後又ハ公權停止中ニアラサレハ之ヲ支給セス

本條第二項ノ場合ニ於テ內閣恩給局ハ其旨ヲ大藏省ニ通知スヘシ

第十一條　陸軍軍屬ノ父母祖父母ニ給スヘキ扶助料年額ハ明治八年陸軍武官傷痍扶助及死亡ノ者祭粢並ニ其家族扶助概則第十七條及明治十一年陸軍戰役死傷者扶助料概則第五條ニ揭クル等級ノ比準ニ依リ之ヲ定ム

第十二條　臨時軍隊ニ編入セラレタル者又ハ海軍軍屬ノ父母祖父母扶助料年額ハ當時ノ命令ヲ以テ指定セラレタル等級ノ比準ニ依リ之ヲ定ム

第十三條　扶助料ヲ受クル者其戶籍內ニ於テ他ノ法律規則ニ依リ國庫ヨリ扶助料ヲ受クルトキハ其旨ヲ居住地ノ地方廳ニ屆出ヘシ地方廳ニ於テ前項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ明治二十四年法律第四號ニ依ル扶助料ノ支給ヲ停止シ其旨ヲ大藏省ニ通知スヘシ

第十四條　扶助料ノ支給ヲ停止セラレタル者其停止ノ原因解除セラレタルトキハ居住地ノ市町村長ノ奧印ヲ受ケ地方廳ニ屆出ヘシ

地方廳ニ於テ前項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ之ヲ大藏省ニ通知シ且其者ノ扶助料支給停止中扶助料ノ轉給ヲ受ケタル者アルトキハ其支給ヲ廢シ扶助料證書ヲ下付シタルモノハ之ヲ收メテ內閣恩給局ニ送付スヘシ

第十五條　大藏省ニ於テ第十三條第十四條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ內閣恩給局ニ通知スヘシ

第十六條　明治二十三年閣令第五號軍人恩給法施行規則第七條及第十一條同年閣令第三號官吏恩給法施行規則第七條第八條第九條第十條ノ第一第三第十三條第十六條第十七條第十八條ハ本令ニ準用ス

○大藏省訓令第十六號　府縣(沖繩縣ヲ除ク)

二十三年三月大藏省訓令第三十四號備荒儲蓄金取扱順序ニ關スル收支科目中左ノ通改正ス

明治二十五年三月二十六日　大藏大臣伯爵松方正義

收入ノ部

項　公債證書賣拂ヲ公債證書償還ト改ム

同　益金ノ次位ヘ公債證書交換受ノ項ヲ設ク

公債證書償還ノ項中當籤、末期償還、賣金ノ目ヲ設ク

益金ノ項中公債證書益ノ次位ヘ公債證書末期償還益、公債證書賣拂益金ノ目ヲ設ク

支出ノ部

項　公債證書買入代ノ次位ヘ公債證書交換拂ノ項ヲ設ク

缺損金ノ項中公債證書缺損金ノ次位ヘ公債證書末期償還損金ノ目ヲ設ク

## 雜報

○捕獵制限の廢止　北海道千嶋諸嶋に於ける臘虎、膃肭獸の捕獵は從來國後、色丹、擇捉の三嶋を蕃殖地と定めて獵業を禁じ得撫嶋以東占守嶋以南の各嶋を三區域に分ち每年其一區域に限りて捕獵を許可するの成規な

りしも斯ては旣に外國密獵
みにて恣も蕃殖の効あら
一には密獵船を防ぐ爲め
道廳にては去る十七日右
除きては各嶋とも每年捕

○石狩北見釧路の中央國道
本紙上に記したる如く釧
國を經て根室國根室に達
に決定し先づ第一着に上
すまでの國道を開鑿し
の頃なりしが其後も工事
圖らんとせしも何分同道
なるを以て經費等の爲め
ざりしも上川離宮設置等
ぜしかば爾來は年々鋭意
年四月釧路國川上郡標茶
にして北海道集治監釧路
里郡を經て同國網走郡網
間の新道を竣工して夫々
又前記の上川郡忠別太よ
て同國網走に至る五十七
車馬繼立所を配置した
る中央國道の總里程は八
人車馬繼立所總數は十四
するまでの新道は尙は未
中央國道の標茶まで全通
釧路間并に塘路、厚岸間
ゑ是等の道路に由れば根
自ら其歩を早むるの効果
したるは云ふ迄も無く沿

○鑛業條例の一疑問　本
條例に就き此頃一疑問の
御所有の財產なる鑛山ハ
下に立ちて鑛業税を賦課
して皇室の財產には普通
の例あれば同條例のみを
れど未だ孰れとも決せす

○五團體の聯合　熊本の
國民派、新潟の審友會、愛
合して議院の內外に同一
も追々氣脈を通ずるより
て新團體を組織するに非
と云へり

○米人の震災救助幻燈會
本邦に在留せしドクトル
カリフォルニヤ　カメラ
愛知の震災幻燈會を催ふ
んと近頃第一回を催して
は引續きオークランドに
よし

訴訟

○僧侶の信用回復案
僧侶にして宗規の許さ
の僧侶に宗規嚴守を責む
ば全國諸宗の寺々を改定
する所に從ふも宗規を
公明正大にせば庶幾はく